令和８年度　情報公開制度　　不服等の申出処理状況

申出区分	番号	受付年月日	R8.8.31	担当委員
不服	第１号	勧告書提出日	R8.9.28	
		処理結果通知日	R8.9.28	

■不服の要旨

令和８年８月 31 日付け不服申出書及び同年９月２日に実施した申出者からの事情聴取の結果によれば、本件不服申出の理由の要旨は、次のとおりである。

１　本件決定期間延長について

実施機関は、本件決定期間延長にあたり、「個人情報が大量に含まれ精査を要するため」との理由を付した。しかし、実際に公開された文書は極めて簡素なメモ程度であり、マスキング処理を要する個人情報は軽微であった。この程度のマスキングなら時間はかからず、すぐに一部公開決定ができたはずであり、期間延長のための「やむを得ない理由」を欠いている。

本件一部公開決定により公開された第２回面談記録の作成時期についても疑念がある。第２回面談記録というのは、別添本件理由書記載 No.54 から No.56 の文書のことである。申出者としては、これらは実際には本件公開請求後に作成され、これらを作成するために実施機関が決定期間を引き延ばしたのではないかと考えている。第２回面談記録のログデータ等を調査してほしい。

２　公開・非公開の判断等について

（１）実施機関は、本件棄却決定の直接の判断根拠とした当選人らの提出証拠（公共料金領収書、レシート等）について全部非公開とし、一部を公開することすら行わなかった。個人情報を理由に全部非公開とされた情報の中には、本件棄却決定書に書かれている情報もある。そのような情報は公開すべきである。

（２）非公開の理由として、犯罪誘発情報（条例第５条第２項第３号エ）に当たると書かれているものが多いが、それには当たらないものが含まれている。

（３）本件一部公開決定にあたって、本件異議の申出に関する申出人からの提出書類が対象になっていないのもおかしい。

３　第１回と第３回のヒアリングの記録等について

本件異議の申出に関して、当選人らに対しそれぞれ第１回から第３回までヒアリングが行われているのに、第２回面談記録しか見当たらない。第１回と第３回の面談記録がないのはおかしい。また、提出証拠の受領簿・目録がないのもおかしい。本来あるはずなので、存否について調査してほしい。

調査の結果、本当に存在しないのであれば、不適切な公文書管理なので、条例第 15 条第９項第６号に基づき、第１回と第３回の面談記録並びに提出証拠の受領簿及び目録を新たに作成するよう意見を述べてほしい。

■調査結果等

1　実施機関の説明の要旨

（1）実施機関の事務局の職務、職員構成等について

実施機関の事務局は、行政委員会事務局であり、常勤職員は５名である。行政委員会事務局は、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、公平委員会事務局及び固定資産評価審査委員会事務局を兼ねている。日常的な業務は、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局としての事務である。

選挙管理委員会事務局としての事務は、選挙の実施に伴い多忙となる。昨年度は選挙が３回実施され、中でも繁多な市議会議員選挙が３月に実施された。監査委員事務局としては、前年度決算を９月の市議会定例会に上程するため７、８月頃が決算審査の時期となり、多忙となる。ほかに定期監査も実施しており、常に業務に追われている状態である。

（2）当選の効力に関する異議の申出について

本市において、当選の効力に関する異議の申出があったのは、今回が初めてである。

当選の効力に関する異議の申出に対する決定は、公職選挙法第 215 条に基づき、その要旨を告示することとされており、本件異議の申出にかかる本件棄却決定書は本市のホームページに掲載されている。

なお、当選の効力に関する異議の申出に対する決定書に記載すべき事項については、法令の定めがない。

（3）本件決定期間延長について

本件決定期間延長をした理由は、本件公開請求の対象となる情報（以下、「本件対象情報」が多量であり、しかもそのほとんどが個人情報であったため、対象情報を精査し公開・非公開の判断を行うのに時間を要したからである。当選人らからは数多くの提出資料があり、原本は返還するため、そのコピーを保管管理している。本件公開請求と同時期には、本件異議の申出にかかる決定書の作成業務や監査業務等が重なっており、職務体制としても厳しい状況にあった。

以上のことから、本件決定期間延長についての「やむを得ない理由」（条例第 10 条第１項）はあったものと考えている。

なお、別添本件理由書記載 No.54 から No.56 の文書（以下「第２回目面談記録」という。）の作成時期については、同記録に記載されているとおりである。匂坂氏については令和８年７月１日、服部氏については同月２日、伊東氏については同年６月 30 日の作成で間違いない。面談内容を忘れないうちに作成しようと思い、面談実施日当日に作成した。

（4）個人情報（条例第５条第２項第１号）の公開・非公開の判断について

本件対象情報のうち、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」（以下、「個人情報」という。）については、条例第５条第２項第１号柱書に基づき非公開とした。

個人情報の中で一部公開したものもあるが、これらについては、本件棄却決定書の記載と実質的に同じ内容である場合には公開しても特に問題はないと考えて、公開することとしたものである。

その余の個人情報については、いずれも本件棄却決定書の記載と同じ個人情報であるとはいえないと考えて、個人情報の取扱いの原則どおり非公開とした。

例えば、本件棄却決定書には公共料金の「使用期間」と「使用量」の記載があり、当選人らから提出のあった公共料金領収書等にも同様の記載はある。しかしながら、公共料金領収書等の場合、そのフォーマットやフォント等の特徴から利用先事業者が判明してしまうなどのおそれがある。レシートについても同様にフォーマット等の問題があり、情報を分析することで生活習慣が知れる等のおそれもある。そのため、これらについては非公開とした。

なお、実施機関は、当選人らから書類等の提出を受けるにあたって、同人らに対し、本件異議の申出にかかる決定書には個人情報も記載されるということ、当該決定書は本市のホームページに掲載され公表されるということについて説明した。

（5）犯罪誘発情報（条例第５条第２項第３号エ）を理由とする非公開について

本件対象情報のうち、犯罪誘発情報（条例第５条第２項第３号エ）を非公開理由として記載したものについては、例えば当該情報を公開することで間取り等を知られる、生活習慣から不在にすることが多い時間帯の見当をつけられる等の事態を懸念して同号エに当たると判断したものである。

（6）本件公開請求の対象となる情報について

ア　本件異議の申出にかかる申出人の提出書類について

実施機関としては、本件公開請求の対象は、実施機関が調査して入手した資料のみであると考えた。そのため、本件異議の申出にかかる申出人（以下、「本件異議申出人」という。）の提出資料は、本件公開請求の対象には含めなかった。

なお、本件異議申出人の口頭意見陳述の記録については、本件公開請求の際に、申出者に対し、

まだ調製が済んでおらず対象とはならない旨伝えてある。

イ　提出証拠の受領簿・目録について

当選人らの提出資料にかかる受領簿は、作成していない。目録については、別添本件理由書記載No.１「審査記録・概要」と題する書面（以下、「本件概要」という。）４ページ目「５．提出された証拠書類」以降に記載している。

（７）本件概要記載の「ヒアリング」について

当選人らに対する本件概要記載の「第１回目ヒアリング」（以下、「第１回目」という。）、「第２回目ヒアリング」（以下、「第２回目」という。）及び「第３回目ヒアリング」（以下、「第３回目」という。）について、説明する。

第１回目においては、当選人らに対し、本件異議の申出について説明し、証拠書類の提出を依頼した。第１回目の記録としては、各当選人らについて「令和８年３月 22 日執行逗子市議会議員一般選挙における当選の効力に関する異議申出についての打ち合わせ」と題する書面（以下、「第１回目打ち合わせ記録」という。）を作成しており、本件公開請求に際して全部公開した。第１回目では、当選人らからの聴取は実施していないので、第２回目面談記録のようないわゆる「面談記録」は作成していない。

第２回目においては、当選人らから証拠書類の提出を受けた上で詳細な聴取を行ったので、第２回目面談記録を作成した。第１回目と書類の体裁が異なっているのは、第２回目には当選人らから聴取を行ったためである。なお、記録の作成に用いる統一した様式は定めていない。

第３回目においては、第２回目の提出書類や聴取内容をもとに、当選人らに対し主張内容等の再確認をした程度であり、10 分ほどで終了した。短時間かつ軽微なものだったので、第３回目固有の記録は作成しなかった。

以上のように、第１回目と第３回目については、当選人らの聴取を行っていないため、第２回目面談記録のようないわゆる「面談記録」は作成していない。本件概要には、第１回目と第３回目についても「ヒアリング」と記載したが、厳密には「ヒアリング」というようなものではなかった。

２　立ち入り調査の実施

（１）場所

行政委員会事務局執務室

（２）調査目的

第１回目及び第３回目の面談記録の存在・不存在の確認、当選人らの提出証拠の受領簿・目録の存在・不存在の確認、第２回目面談記録の作成時期についての確認、実施機関における文書の保管状況の確認等

（３）調査対象

ア　執務室キャビネット内に保管されていた３通の封筒（それぞれ「匂坂祐二氏証拠書類」、「服部誠氏証拠書類」、「伊東万美子氏証拠書類」と表に記載のあるもの）内の書類

イ　執務室内 PC の特定フォルダ内の文書ファイル

（４）調査結果

ア　調査対象ア、イを見分したが、第１回目及び第３回目の面談記録の存在は確認できなかった。

イ　調査対象イを見分し、各当選人らにかかる第２回目面談記録のログデータを確認したところ、ログデータ上の作成年月日は、いずれも当該第２回目面談記録に記載されている作成年月日と同じ年月日であった。

ウ　調査対象アのうち「服部誠氏証拠書類」と表に記載のある封筒内を見分中、「参加人から提出のあった証拠物一覧表」と題する書面１通（以下、「本件証拠物一覧表」という。）を発見した。さらに調査対象イを見分し、文書ファイルとしても同書面が存在していることを確認した。

エ　調査対象イの見分中、各当選人らに宛てた「異議の申出への参加について（依頼）」と題する文書ファイル（以下、「本件依頼文書」という。）を発見した。

（５）本件証拠物一覧表及び本件依頼文書についての実施機関の説明

本件証拠物一覧表、本件依頼文書については、いずれも本件公開請求の対象とはしていない。対象としなかった理由は、本件公開請求の対象は実施機関が調査して入手した資料のみであると考えたためである。

３　検討

（１）本件決定期間延長について

条例第 10 条第１項は、実施機関は、公開請求があった日の翌日から起算して６日以内に公開又は非公開の決定を行わなければならないとし、ただし書において、当該期間内に決定を行うことができないことについて「やむを得ない理由」があるときには、当該期間を 23 日以内に限り延長することができる旨定めている。

この点、申出者は、本件期間延長について、本件一部公開決定によって公開された文書は極めて簡

素なメモ程度であってマスキング処理された箇所は少なく、この程度のマスキングであれば時間をかけずにすぐ一部公開決定ができたはずであるから、期間延長のための「やむを得ない理由」を欠いている旨主張する。

しかしながら、審査委員が本件対象情報を確認したところ、それらはＡ４用紙にして優に 190 枚を超える分量であった。また当該対象情報のほとんどが個人情報であり、公開・非公開の検討・判断を要する情報であった。

したがって、多量の個人情報について精査し公開・非公開の判断を行うのに時間を要したとする実施機関の説明には一定の合理性があり、特に不自然な点は認められない。結果的に全部非公開となりマスキング処理が不要となった情報であっても、公開・非公開自体について精査し判断する時間が必要であるという点には変わりがない。

以上のことから、本件期間延長については、「請求に係る情報が多量で内容の確認、審査に日時を要する場合」に該当しているものといえ、期間延長の必要性は認められるものと思料する。

なお、申出者は、本件決定期間延長の理由について、本件公開請求後に第２回目面談記録を作成しようとしたからではないかと主張するが、立ち入り調査の結果、第２回目面談記録のログデータ上の作成年月日は、いずれも当該面談記録に記載された作成年月日と同じであることを確認したので、その旨申し添える。

（２）個人情報（条例第５条第２項第１号）について

ア　個人情報の公開・非公開について

申出者は、本件一部公開決定において個人情報であることを理由に全部非公開とされた当選人らの提出証拠（公共料金領収書、レシート等）の中には、本件棄却決定書に書かれている個人情報もあり、そのような情報は公開すべきであると主張する。以下、検討する。

まず、条例は、個人情報を非公開情報として規定しており（第５条第２項第１号柱書)、例外的に公開できる場合として同号ただし書アからオを定めている。

この点、当選の効力に関する異議の申出に対する決定については「その要旨を告示しなければならない」とされているところではあるが（公職選挙法第 215 条)、決定書に記載するべき具体的な記載事項については、なんらの「法令の定め」も存していない。そのため、本件公開請求の場合、本件対象情報中の個人情報の公開・非公開を検討するにあたって、法令の規定により何人でも閲覧することができる情報について定めた第５条第２項第１号ただし書アを直接適用することは難しいものと解される。

では、本件対象情報中の個人情報は、たとえ本件棄却決定書で公にされている情報と同じ性質の個人情報であっても公開されないのであろうか。

この点、第一に、情報公開制度は、いうまでもなく市民の知る権利を保障する制度であって、公開が原則となっている。条例においても、「市の保有する情報は、公開することを原則とし、非公開とすることができる情報は、必要最小限にとどめること」と定められている（条例第２条第２号)。

第二に、条例は、第５条第２項第１号柱書において個人情報を非公開情報として規定しているところ、その趣旨は、個人のプライバシー権の保護にある。条例第２条第３号においても、「基本的人権としての個人の尊厳を守るため、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮を払うこと」とされている。

而して、本件公開請求の場合、本件棄却決定書は本市ホームページに掲載されており、同決定書に記載された個人情報は既に公にされている。加えて、実施機関の説明によれば、実施機関は、当選人らから書類等の提出を受けるにあたって、本件異議の申出にかかる決定書には個人情報も記載されるということ、当該決定書は本市ホームページに掲載され公表されるということを説明したとのことであるから、本件棄却決定書に記載される範囲で個人情報が公表されるということについては、当選人らに対しあらかじめ説明がなされている。

とすれば、本件棄却決定書で既に公にされている情報と同じ性質の個人情報については、前記の条例第５条第２項第１号柱書、同第２条第３号の趣旨に鑑みても、個人のプライバシーとして保護すべき実質的利益には乏しく、これを非公開とする必要性はないものと解される。

よって、本件対象情報中、本件棄却決定書で既に公にされている情報と　同じ性質の個人情報については、情報公開制度の基本理念（条例第２条第２号）に立ち返り、条例第５条第２項第１号ただし書アないしウに準じて公開されるべきであると考える。

イ　本件対象情報について

審査委員は、本件対象情報のうち別添本件理由書記載 No. １、２、３、８、９、15、16、21、22、24、26、33、34、40、41、42、43 の情報の中に、本件棄却決定書で既に公にされている情報と同じ性質の個人情報が含まれていることを確認した。

前述のとおり、本件棄却決定書で既に公にされている情報と同じ性質の個人情報については、条例第５条第２項第１号ただし書アないしウに準じて公開されるべきものであると考える。

よって、審査委員は、実施機関に対し、後記「■処理結果　1　勧告（1）」記載のとおり、勧告する。

なお、その余の本件対象情報についても、実施機関において再確認することが望ましいと思料するので、その旨申し添える。

ウ　公共料金領収書、レシートについて

本件対象情報中の公共料金領収書、レシートについて、若干説明する。

まず、本件対象情報中の公共料金領収書等には「使用期間」と「使用量」も記載されており、本件棄却決定書にも公共料金の「使用期間」と「使用量」の記載がある。

この点、実施機関によれば、公共料金領収書等については、そのフォーマットやフォント等の特徴から利用先事業者が判明してしまうなどのおそれがあるため、非公開としたとのことであった。

そこで、審査委員が対象情報中の公共料金領収書等を確認したところ、ガス及び電気料金の公共料金領収書等については、確かに、契約事業者であるガス会社や電力会社によって領収書等のフォーマットや記載方法等にかなりの違いが見受けられた。

ガス及び電気にかかる契約事業者については複数の選択肢が考えられ、それらは本件棄却決定書には記載されていない個人情報であるところ、領収書等のフォーマットや記載方法等自体から契約事業者を推認できる可能性がある以上、ガス及び電気料金にかかる公共料金領収書等の記載内容は、本件棄却決定書で既に公にされている情報と同じ性質の個人情報であるとはいえない。

これに対し、水道に関しては、居住エリアによって管轄する水道局が決まっており、契約先事業者について選択の余地はない。したがって、本件対象情報中、水道料金にかかる公共料金領収書等の「使用期間」や「使用量」の記載については、本件棄却決定書で既に公にされている情報と同じ性質の個人情報であると考えられるため、勧告の対象とした。

次に、本件対象情報中のレシートについて、本件棄却決定書に記載があるのは枚数等の限られた情報であるところ、レシート自体には、店舗、時間、商品、金額、決済情報といった、本件棄却決定書には記載のない多くの個人情報が記載されており、また店舗によってフォーマットや記載方法等にも違いが見られる。したがって、本件対象情報中のレシートについては、本件棄却決定書で既に公にされている情報と同じ性質の個人情報であるということはできない。

（3）犯罪誘発情報（条例第５条第２項第３号エ）について

申出者は、非公開の理由として犯罪誘発情報（条例第５条第２項第３号エ）に当たると書かれているものが多いが、それには当たらないものが含まれている旨主張する。

しかしながら、実施機関の説明によれば、当該情報を公開することで間取り等を知られる、生活習慣から不在にすることが多い時間帯の見当をつけられる等の事態を懸念して同号エに当たると判断したとのことであり、審査委員が実際に本件対象情報を確認したところにおいても、条例第５条第２項第３号エを非公開理由とすることについて特に問題は見受けられなかった。

（4）本件公開請求の対象とされるべき情報について

ア　本件異議申出人の提出書類について

申出者は、本件異議申出人の提出書類が本件公開請求の対象とされていないのはおかしいと主張している。

この点、実施機関によれば、実施機関が調査して入手した資料のみを本件公開請求の対象であると考えたため、本件異議申出人の提出書類は対象に含めなかったとのことである。

しかしながら、本件公開請求書「請求に係る情報の内容」欄の文言からは、本件異議申出人側の提出資料が本件公開請求の対象から除外されるという趣旨を読み取ることはできない。

ついては、実施機関は、本件異議申出人の提出書類を本件公開請求の対象として特定し、改めてその公開・非公開の判断を行うべきであると考える。

よって、審査委員は、実施機関に対し、後記「■処理結果　1　勧告（2）」記載のとおり、勧告する。

イ　本件証拠物一覧表について

申出者は、提出証拠の受領簿・目録が本件公開請求の対象とされていないのはおかしいと主張している。

この点、実施機関によれば、当選人らの提出資料にかかる受領簿については作成しておらず、目録については本件概要４ページ目「５．提出された証拠書類」以降に記載しているとのことであったが、審査委員は、前記のとおり、立ち入り調査における見分中、本件証拠物一覧表を発見した。

本件証拠物一覧表は、申出者が主張する「提出証拠の受領簿・目録」にも類するものであり、本来、本件公開請求の対象となるべき情報である。したがって、実施機関は、これを本件公開請求の対象として追加し、改めてその公開・非公開の判断を行うべきであると考える。

よって、審査委員は、実施機関に対し、後記「■処理結果　1　勧告（3）」記載のとおり、勧告する。

ウ　本件依頼文書について

審査委員は、前記のとおり、立ち入り調査における見分中、本件公開請求の対象となっていない本件依頼文書を発見した。

実施機関によれば、本件依頼文書は、実施機関が調査して入手した資料ではないことから本件公開請求の対象とはしなかったとのことであるが、本件依頼文書は、本件異議の申出の手続中に作成された文書であって、本件公開請求の対象に含まれるべきものである。

ついては、実施機関は、本件依頼文書を本件公開請求の対象として追加し、改めてその公開・非公開の判断を行うべきであると考える。

よって、審査委員は、実施機関に対し、後記「■処理結果　1　勧告（4）」記載のとおり、勧告する。

（5）第1回目から第3回目の記録について

ア　第1回目及び第3回目の「面談記録」について

前記のとおり、立ち入り調査の結果、第1回目及び第3回目の面談記録の存在を確認することはできなかったところ、申出者は、第1回目と第3回目の面談記録が存在しないのであれば、条例第15条第9項第6号に基づき新たに作成するよう意見を述べてほしい旨主張する。

この点、実施機関の説明によれば、第1回目は当選人らに対し本件異議の申出にかかる説明や証拠書類の提出依頼を行い、第3回目は当選人らに対し主張内容等の再確認を行ったものであって、いずれも当選人らからの聴取は実施していないとのことであった。当該説明は、本件概要及び第1回目打ち合わせ記録の内容とも一致しており、特に不自然、不合理な点はない。

而して、当選人らからの聴取を実施していない以上、第1回目及び第3回目について、第2回目面談記録のようないわゆる「面談記録」を新たに作成する必要はないものと思料する。

なお、第1回目については、面談記録ではなく第1回目打ち合わせ記録が作成され、全部公開されている。打ち合わせ記録等に記載すべき内容については基本的に実施機関の裁量及び責任に委ねられるべき事柄であり、当該打ち合わせ記録には第1回目の打ち合わせの内容にかかる記載があるため、特に意見等は述べない。

イ　付言

審査委員が調査を行う過程で、第1回目から第3回目にかかる記録の作成等について、次のような問題点が浮かび上がった。

（ア）記録文書の様式について

本件異議の申出に関し、第1回目については第1回目打ち合わせ記録が、第2回目については第2回目面談記録がそれぞれ作成されているが、両記録の様式は、全く異なっている。

この点、どのような様式の記録を作成するかについては、本来は所管の裁量及び責任に委ねられるべき事柄であり、実施機関の説明によれば、記録作成に用いる統一した様式については特には定めていないとのことであった。

しかしながら、第1回目と第2回目は、実施機関自身も本件概要において「第1回目」「第2回目」と記載しているとおり、いずれも同じ本件異議の申出の手続の中で継続して実施されたものである。

同じ手続において作成される記録の様式がこのように区々になっていると、市民にとってわかりにくいばかりか、無用な混乱を招く原因ともなりかねない。

本件においても、例えば第2回目の記録を作成するにあたって、第1回目打ち合わせ記録と同様の文書を整えた上で第2回目面談記録を別紙として添付するなどの方法により、第1回目と第2回目の記録の様式を統一することは可能であった。

以上のように、審査委員としては、同一の手続において記録等を作成する際には統一した様式を用いるのが望ましいものと考えるので、実施機関に対し、その旨付言する。

（イ）第3回目の記録が作成されていない点について

本件異議の申出に関し、第3回目については、第1回目及び第2回目と異なり、本件概要に記載があるのみであって、第3回目固有の記録は何も作成されていない。

実施機関の説明によれば、第3回目は、当選人らの主張内容を再確認した程度の簡易なものであって10分程度で終わったため、本件概要に記載するにとどめ、第3回目固有の記録は作成しなかったとのことであった。

この点、当該打ち合わせ等を記録にとどめるべきか否かの判断については、やはり基本的に所管の裁量及び責任に委ねられるべき事柄であるところ、第3回目が当選人らの主張内容を再確認した10分程度の打ち合わせだったのであれば、時間的にも内容的にも重要な内容を含むものであるとはいえず、また本件概要には第3回目についての記載もあることからすれば、第3回目固有の記録を必ず作成しなければならなかったとまではいえない。

しかしながら、実施機関自身も本件概要において「第1回目」「第2回目」「第3回目」と記載

しているとおり、第１回目から第３回目までは、いずれも同じ本件異議の申出の手続の中で継続して実施された一連の打ち合わせ等である。

このことからすれば、第３回目についてだけ固有の記録が作成されていないという状況は権衡を欠いており、市民にとってわかりにくい。審査委員としては、第３回目についても固有の記録を作成しておくほうが望ましいものであったと思料するので、その旨付言する。

（ウ）「ヒアリング」という文言について

実施機関は、本件概要には第１回目と第３回目についても「ヒアリング」と記載したが、第１回目と第３回目については、実際には聴取を行っておらず、厳密に言うと「ヒアリング」というようなものではなかったと述べている。

この点、実際には聴取を行っていないのにもかかわらず「ヒアリング」という文言を用いることは、市民に対し無用な誤解や混乱を与えることになり、適切であるとは言い難い。

よって、実施機関においては、公文書作成に際し、実態に見合った適切な文言を用いるよう努められたく、その旨付言する。

■処理結果

1　勧告

本件不服申出について、実施機関に対し、次のとおり勧告する。

（1）実施機関は、別添本件理由書記載No.１、２、３、８、９、15、16、21、22、24、26、33、34、40、41、42、43の各情報について、改めて精査した上、これらのうち本件棄却決定書に記載のある個人情報と同じ性質をもつ個人情報については、しかるべき手続により、これを公開すべきである。

（2）実施機関は、本件異議申出人の提出書類を本件公開請求の対象として特定した上、改めて公開・非公開を判断し、公開されるべき部分については、しかるべき手続により、これを公開すべきである。

（3）実施機関は、本件証拠物一覧表１通を本件公開請求の対象として追加した上、改めて公開・非公開を判断し、公開されるべき部分については、しかるべき手続により、これを公開すべきである。

（4）実施機関は、本件依頼文書３通を本件公開請求の対象として追加した上、改めて公開・非公開を判断し、公開されるべき部分については、しかるべき手続により、これを公開すべきである。

2　付言

本件不服申出に関連して、前記「調査結果等」「３　検討」「（５）第１回目から第３回目の記録について」「イ　付言」中（ア）から（ウ）のとおり付言する。